

令和 4 年 4 月 1 日より

妊産婦健診通院のための交通費助成が開始されます！

市外の医療機関または助産所で妊産婦健康診査を受診する妊産婦に対し、その通院にかかる交通費を助成します。詳細は以下を確認ください。

助成対象者（次のすべてに該当する方）

- （１）妊産婦一般健康診査を受けるため市外（道外含む）の医療機関または助産所で、恵庭市の妊産婦健康診査受診票を使って通院した方
- （２）申請日時点において、恵庭市に母と子の住民票がある方
- （３）令和 4 年 4 月 1 日以降に妊産婦健康診査を受診された方
（なお、令和 4 年 3 月 31 日までに妊娠届出された方については、令和 4 年 4 月 1 日以降に妊産婦健康診査を受診された分について助成対象）

助成額と回数申請期間

1 回 1,000 円で、恵庭市の妊産婦健康診査受診票を使用した回数並びに出産時分
（妊婦健診 14 回、産婦健診 2 回、出産時 1 回を上限とする）

申請期間

最後の妊婦健康診査または産婦健康診査受診日から 6 か月以内
※ 死産または流産の場合は、妊娠が終了した日から 6 か月以内

申請に必要な書類

- ① 恵庭市妊産婦健康診査通院支援事業申請書
- ② 母子健康手帳の写し（以下 2 つ）
 - ・妊娠中の経過（妊婦健康診査記録）
 - ・出産の状態と出産後の母体の経過（産婦健康診査記録）

※申請者と振込先口座名義は同一人物でなければ振り込みができません。

注意事項

- ・申請前に市外に転出された場合、対象外となりますのでご注意ください。
- ・「出産に伴う一般的な費用」として医療費控除の額を計算する場合、市から助成された額は医療費から差し引かなければなりませんので、ご注意ください。詳しくは税務署にご確認ください。

問い合わせ先

〒061-1442 恵庭市緑町 2 丁目 1-1 恵庭市保健センター
恵庭市保健福祉部保健課 母子食育担当 ☎0123-25-5700

